

裁量ペナルティー ガイドライン

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点(ペナルティーなし)からDSQ(失格)までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は規則2(公正な帆走)に基づくペナルティー(DNE)を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. 得点ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。またタイム・ペナルティについては所要時間に対し0%からDSQまでバンドに準じてパーセンテージを決定します。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。

バンド 1:	0 - 10% (中点 5%)
バンド 2:	10 - 30% (中点 20%)
バンド 3:	30 - 70% (中点 50%)
バンド 4:	DSQ
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか。
 - (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に報告したか。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
 - (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
9. プロテスト委員会は、これら以外のことを考慮してペナルティーを増減することができます。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
 - (a) 得点は、DSQの得点より悪くはならない。
 - (b) 得点ペナルティーは、小数点以下第2位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される(ただし、規則64.4(c)に基づく場合を除き、有効な抗議がなされたレースに限る)。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合、結論と適用規則には、以下のような記述が含まれます。
 - (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を●●%と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン■■■に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン■■■に基づき、ペナルティーを加重した。」また

は「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。

表1 規則違反と対応するバンド

SI 07	クラス旗 識別リボン		
		指示の通り付けなかった 展開していたが、外れてしまった。	2-4 1
SI12(4)	スタートエリアの回避		
		進入したが、艇や運営艇に影響を与えていない レース中の艇を妨害した(規則23.1に違反した)	1 4
SI 26	安全規定		
		ライフジャケット未着用	2
SI 28 RRS64.5	支援艇		
	28	識別旗を指示通り掲揚していない 違反した後に指導に従わなかった	1 4
	28	進入したが、艇や運営艇に影響を与えていない	1
	28	レース中の艇に影響を与えた 運営艇に影響を与えた	2-4 2-4
		違反した後に指導に従わなかった	4
バンドを越えてセールを展開			3
許されていないハル/フォイル表面処理			4
安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備			3

表2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

危険を及ぼす可能性があったか？	
及ぼさなかった。可能性もなかった。	1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。	2-3
及ぼした。	4
艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？	
有利を得る可能性もなかった。	1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。	2-3
有利を得た。	4

スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？	
無い。	1
懸念されるが、確かではない。	2-3
ある。(プロテスト委員会は、規則 69 に基づく審問召集を検討する。)	4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
無かった。	1
可能性はあったが、引き起こさなかった。	2-3
引き起こした。	4

以下タイム・ペナルティが採用されている場合

・「+〇%」はレース所要時間に対して追加する時間の割合を示す。「〇%~〇%」はプロテスト委員会が審問を行った上で内容を精査して判断する。

・「合理的な理由」「軽微」については、プロテスト委員会が審問を行った上で内容を精査して判断する。

(A) 安全にかかわるもの

- ・合理的な理由のあるもの +0%~2%
- ・その他 +5%

<対象>

SI

17.帰着申告

26 ライフジャケットの着用及び安全規定

- ・RRS第2章以外の軽微な違反中安全に関わるもの (JSAF外洋特別規定、IRC規則)

(B) レース運営の公平にかかわること

- ・合理的な理由のあるもの +0%~2%
- ・その他のうち軽微なもの +3%
- ・その他 +5%

<対象>

SI

07.レース旗

- ・RRS第2章以外の軽微な違反中レース運営の公平に関わるもの

(D) マナー、シーマンシップに関わること

- ・合理的な理由のあるもの +0%~2%
- ・その他 +5%

<対象>

- ・RRS 47 ゴミの処分 SI 27
- ・RRS 第2章以外の軽微な違反中マナー、シーマンシップに関わるもの

2024年 4月 25日
プロテスト委員長 三輪真言